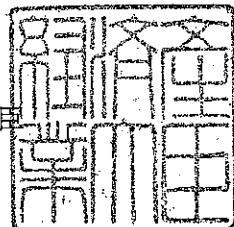


経済産業省

平成18・03・03原第4号
平成18年12月15日

原子力委員会委員長 殿

経済産業大臣



中部電力株式会社浜岡原子力発電所の原子炉の設置変更（1号、2号、3号、4号及び5号原子炉施設の変更）について（諮問）

中部電力株式会社取締役社長 川口 文夫から平成18年3月3日付け本発原発第57号（平成18年11月22日付け本発原発第63号をもって一部補正）をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準に適合していると認められるので法第26条第4項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について、貴委員会の意見を求める。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

本件申請に係る変更内容は、中部電力株式会社浜岡原子力発電所の1号、2号、3号、4号及び5号原子炉施設に関し、4号炉にウラン・プルトニウム混合酸化物燃料を取替燃料の一部として採用するとともに、5号炉原子炉建屋原子炉室内の核燃料物質取扱設備の一部及び使用済燃料貯蔵設備（1号、2号、3号、4号及び5号炉共用、既設）の対象とする使用済燃料として、4号炉のウラン・プルトニウム混合酸化物燃料を追加する。また、キャスク置場（1号、2号、3号、4号及び5号炉共用、既設）に一時保管するものとして、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料装可後及び取出後の輸送容器を追加するものである。

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項第1号（平和利用）

本件申請については、

- ・原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・発生する使用済燃料については、国内の再処理事業者又は我が国が平和利用協定を締結している国の再処理事業者において再処理を行うこととし、再処理されるまでの間は、発電所内で適切に貯蔵・管理するという方針を変更するものではないこと
- ・海外において再処理を行う場合、再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰り、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針を変更するものではないこと

から、原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本件申請については、

- ・ウラン資源の有効利用を目的とするものであり、原子力発電を「基幹電源に位置付けて、着実に推進していくべき」、また、「使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用することを基本的方針とする」とする原子力政策大綱の方針に沿ったものであること
- ・発生する使用済燃料については、国内の再処理事業者又は我が国が平和利用協定を締結している国の再処理事業者において再処理を行うこととし、再処理されるまでの間は、発電所内で適切に貯蔵・管理するという方針を変更するものではなく、原子力政策大綱における我が国の核燃料サイクルに対する基本的考え方方に沿ったものであること
- ・本原子炉の運転に伴い必要な核燃料物質（ウラン）については、長期購入契約等により計画的に確保することとしており、核燃料物質（プルトニウム）については、使用済燃料の再処理により回収されるプルトニウムを利用していくとしていること
- ・発生する放射性廃棄物については、原子力政策大綱における我が国の放射性廃棄物の処理・処分に対する基本的考え方方に沿って適切に処理・処分するという方針を変更するものではないこと

から、原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められる。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）
本申請に係る変更は工事を伴わないことから、工事に要する資金及び調達計画は必要としない。
このことから、原子炉を設置変更するために必要な経理的基礎については問題ないと認められる。